

判例研究

住民訴訟における相当報酬額 —岡山市病院事業管理者成功報酬住民訴訟 弁護士報酬請求事件 [岡山地裁平成 23 年 11 月 7 日判決 (平成 23 年 (ワ) 第 944 号報酬金請求事件) 判例集未登載]

宇那木 正 寛

【事実の概要】

- (1) 岡山市 (以下「Y市」という) の住民である X₁、X₂、X₃ および X₄ は、Y市病院事業管理者の給与に関する条例により Y市病院事業管理者である A に支給された平成 13 年度の期末手当加算金⁽¹⁾8300 万 2200 円につき、地方自治法 (平成 14 年法律第 4 号による改正前のもの。以下「旧地方自治法」という) 242 条の 2 第 1 項 4 号に基づき、A に対し、不当利得金として同額及びこれに対する訴状送達の日の日翌日から支払済みまで民法所定年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求めて住民訴訟を提起した (以下「甲事件訴訟」という)。
- (2) Y市の住民である X₅、X₆、X₇ および X₈ は、Y市が A に対し前記条例により支給を決定した平成 14 年度の期末手当加算金 7411 万 7200 円につき、地方自治法 (平成 14 年法律第 4 号による改正後のもの。以下「新地方自治法」という) 242 条の 2 第 1 項 1 号に基づき、Y市病院事業
-
- (1) 岡山市が全国で初めて地方公営企業管理者に支給することを定めた成功報酬。通常の給与とは別に、各年度末に支払われる。支給額は、収支改善額 (前年度比) に 100 分の 20 を乗じて得た額とされる。なお、住民訴訟敗訴確定後、成報酬制度は廃止された。

管理者に対し、同加算金の支払の差止を求める住民訴訟を提起した(以下「乙事件訴訟」という。のちに甲事件訴訟に併合)。

- (3) 期末手当加算金は、経営収支の改善に応じて支払われる成功報酬であり、給与種類法定主義を定めた地方自治法 204 条に違反するとして、甲事件訴訟及び乙事件訴訟、いずれの事件ともそれぞれの原告らの勝訴が確定した。
- (4) このため、甲事件訴訟の原告であった X₁、X₂、X₃ および X₄ ならびに乙事件訴訟原告であった X₅、X₆、X₇ および X₈ は、3 人の弁護士に支払うべき報酬の支払を Y 市に求めたが、Y 市は、これに応じなかった。そこで、X₁ らは、旧地方自治法 242 条の 2 第 7 項に基づき、また、X₅ らは、新地方自治法 242 条の 2 第 12 項に基づき、それぞれその弁護士報酬の支払いを求めて、Y 市を提訴した(以下「本件訴訟という)。

なお、X₃ および X₄ は甲事件訴訟の原告であると同時に甲事件訴訟および乙事件訴訟ならびに本件訴訟において、他の原告らの訴訟代理人である。

【判旨】請求一部認容、一部棄却(控訴)

- (1) 「旧地方自治法 242 条の 2 第 7 項の…立法趣旨に照らすと、同項にいう『相当と認められる額』とは、旧 4 号住民訴訟において住民から訴訟委任を受けた弁護士が当該訴訟のために行った活動の対価として必要かつ十分な程度として社会通念上適正妥当と認められる額をいい、その具体的な額は、①当該訴訟における事案の難易、②弁護士が要した労力の程度及び時間、③認容された額、④判決の結果普通地方公共団体が回収した額、⑤住民訴訟の性格その他諸般の事情を総合的勘案して定められるべきものと解するのが相当である(最高裁判所平成 21 年 4 月 23 日第一小法廷判決・最高裁所民事裁判例集 63 卷 4 号 703 頁)。
- (2) 「①当該訴訟における事案の難易及び②弁護士が要した労力の程度及び

時間について判断すると、訴え提起から最終確定まで、甲事件訴訟は約 6 年 4 か月を、乙事件訴訟は約 4 年 8 か月をそれぞれ要していることからしても、訴訟遂行上、甲事件訴訟及び乙事件訴訟が特に簡便なものであったとは言い難いというべきであり、本件に顕れた一切の証拠ないし弁論の全趣旨からしても、訴訟代理人弁護士がさほどの労力をかける必要がなかったとは認定できない。

- (3) 「次に、③認容された額及び④判決の結果普通地方公共団体が回収した額については、甲事件訴訟及び乙事件訴訟とも各原告ら全面勝訴の判決が確定しており、甲事件訴訟の平成 14 年 5 月 5 日から平成 20 年 8 月 11 日までの民法所定年 5 分の割合による遅延損害金を含めた計 1 億 0902 万 8506 円が回収されている上、Y 市病院事業管理者は、7411 万 7200 円の支出を免れたという経済的利益を得ている（経済的利益を勘案する場合には遅延損害金も含めるのが相当である。）」。
- (4) 「当該事件にかかる弁護士報酬は、各単位会での報酬基準をもとにした当該弁護士と依頼者間での合意によると解するのが相当であるところ、本件においては、岡山弁護士会の旧報酬基準一覧表により…合意されていると認められるから、基本的には、同額（甲事件訴訟においては合計 1319 万 8500 円、乙事件訴訟においては 1056 万 3000 円）を基礎として甲事件訴訟及び乙事件訴訟の相当報酬額を決定すべきである」。
- (5) 「しかしながら、⑤その他に考慮すべき諸般の事情として、甲事件訴訟及び乙事件訴訟の訴訟代理人として、岡山弁護士会所属の 3 名の弁護士選任されているが、一件記録及び弁論の全趣旨により、中心的に訴訟活動を行ったと認められる 2 名〔X₃及び X₄〕は同時に甲事件訴訟の原告でもある。仮に、弁護士である原告が自ら訴訟を遂行したとすれば、当然のことながら弁護士費用は発生しないところ、甲事件訴訟原告でもある弁護士 X₃ 及び X₄ は、甲事件訴訟にかかる訴訟行為につき互いに委任しているものの、両名の訴訟活動のうち原告本人としての訴訟活動と訴訟

代理人としての活動とを峻別することは事実上不可能である。したがって、甲事件訴訟及び乙事件訴訟の双方につき2割を減じるのが相当である」。

(6)「さらに、乙事件訴訟は、甲事件訴訟と訴訟類型や当事者は異なるものの(甲事件訴訟は加算金の返還を求める不当利得返還代位請求訴訟であり、乙事件訴訟は加算金支払差止請求訴訟である。)、法的争点(加算金が地方自治法204条に定める給与の種類に該当するか、給与種類法定主義に違反するか)は同じであつて、その故に併合されたものであるから、これを全く別個の事件として評価するのは相当とは思われず、乙事件訴訟について、通常における着手金や報酬額を適宜減額するのが相当である。…その減額率につき、3割が相当である」。

(7)「これらのことからすると、甲事件訴訟における相当な着手金及び報酬額として、…算定額の少なくとも2割を減じた額を認定するのが相当であり、乙事件訴訟については、少なくとも2割を減じた上に3割を減じるのが相当である」。その結果、「甲事件訴訟は1055万8800円となり、乙事件訴訟は、591万5280円となる」。

【評釈】

1 本判決は、住民訴訟に勝利した住民が、自治体に対し、旧地方自治法242条の2第7項及び新地方自治法242条の2第12項に基づき弁護士報酬を請求し、その一部が認められた事案である。

ところで、住民訴訟に勝訴した場合の住民側の弁護士報酬については、全額の請求が認められるわけではなく、弁護士に支払うべき報酬額の範囲内で「相当と認められる額」が請求できるものである(以下「相当報酬額」という)。相当報酬額の算定基準については、従来、住民訴訟が自己の利益とは関係なく提起する民衆訴訟であることから、算定は不能であることを前提に算定すべきであるとする説、判決認容額または回収額を前提とすべきであるとする説、諸般の事情を総合的に考慮して算定すべきである

とする説など、下級審の裁判例は分かれていた⁽²⁾。こうした状況の下、本判決が引用する最高裁判決（以下「最高裁平成 21 年判決」⁽³⁾という。判時 2046 号 54 頁）は、旧地方自治法 247 条の 2 第 7 項に規定する「相当と認められる額」の意義、当該額を決定するうえでの考慮要素について明らかにしたものである。また、同判決は、考慮要素のうち認容額および回収額を重要な要素であるとしたことから、認容額・回収額説に近いといえる。

本判決は、この最高裁平成 21 年判決を前提とし、訴訟代理人が当該住民訴訟の原告の立場も兼ねていたことが、相当報酬額決定における減額事由として認定された初めての裁判例と思われる。市民活動グループに属する弁護士が、住民訴訟の原告として訴訟を遂行しながら、他の原告の訴訟代理人として活動する場合もあると思われ、実務上、相当報酬額を算定するうえで、意義を有するものである。

なお、旧地方自治法 242 条の 2 第 1 項 4 号の請求は、平成 14 年度の改正により、損害賠償の代位請求から、普通地方公共団体の執行機関に対する請求となり、旧地方自治法 242 条の 2 第 7 項の弁護士報酬に関する規定も、4 号請求だけではなく、全ての請求において、当事者が勝訴した場合に拡大された。このことに伴い、相当報酬額を定める条文の位置および文言の一部についても変更があったことからして、最高裁平成 21 年判決が、新地方自治法における相当報酬額の算定についても、先例的意義を有するものである。本判決においても、旧地方自治法 242 条の 2 の立法趣旨は新地方自治法においても変わるものではないとの理由から、最高裁平成 21 年判決の考えは、新地方自治法 242 条の 2 第 12 項についても、妥当する

(2) 裁判例については、阿部泰隆「住民訴訟における住民側弁護士の『勝訴』報酬の考え方—判例の総合的検討（上）（中）（下）」判時 2007 号 3 頁・2009 号 30 頁・2010 号 3 頁参照。

(3) 同判決については、阿部泰隆「住民訴訟における住民側弁護士の『勝訴』報酬の考え方（再論）」判時 2062 号 3 頁で詳細な分析がなされている。

としている。

- 2 (1). 判旨(1)は、相当報酬額の算定にあたっては、最高裁平成21年判決に従い、①当該訴訟における事案の難易、②弁護士が要した労力の程度及び時間、③認容された額(以下「認容額」という)、④判決の結果普通地方公共団体が回収した額(以下「回収額」という)、⑤住民訴訟の性格、⑥その他諸般の事情を総合的勘案して定められるべきであるとしている。

本判決の構成は、当事者間で合意された報酬額(以下「合意報酬額」という)について、前記①から④までの考慮要素を検討し、合意報酬額の妥当性を認定している。その上で、当該合意報酬額について、前記⑥の考慮要素に該当する事由を認定し、減額することによって、相当報酬額を決定するという手法をとっている。こうした構成に対し、合意報酬額から、前記①から⑥までの考慮要素に該当する事由を個別に検討考慮し、一括して減額控除することによって、相当報酬額を決定するという手法をとっている裁判例もある⁽⁴⁾⁽⁵⁾。いずれの構成においても問題はないと考えられる。ただ、後者の判断構成のほうが、「報酬を支払うべきとき」(合意報酬額)は、「その報酬の範囲内で相当と認められる額」(相当報酬額)の支払を請求できるという地方自治法の規定により忠実であるといえよ

-
- (4) たとえば、水戸地判平成21年7月29日(判自338号24頁)は、「原告が本件住民訴訟の訴訟代理人弁護士らに支払うべき報酬額は、原告の主張するとおり1260万円であると認められる」としたうえで、事件の難易、認容額、回収額可能性等を考慮し、当該合意報酬額から、40%を減額した756万円を相当報酬額として決定している。なお、この事案は、談合により建設工事を落札した業者に対し、不法行為に基づく損害賠償をし、一部勝訴したことから、旧地方自治法242条の2第7項に基づいて、相当報酬額の支払いを求めた事案である。
- (5) 神戸地判平成23年9月16日(平成22年(行ウ)第81号弁護士報酬請求事件、判例集未登載)も、合意報酬額から、事件の難易、認容額、回収額、住民訴訟の性格その他諸般の事情等を総括考慮し、一括減額するという手法をとっている。

う。なお、本判決では、⑤の考慮要素については検討されていない。

(2)．判旨(2)は、当該訴訟における事案の難易及び弁護士が要した労力の程度及び時間という二つの独立した考慮要素を、別々に判断することなく同種の考慮要素として判断している。訴訟事件の中には、難易度は高いが主張立証が容易な訴訟もあろうし、その逆もあろう。したがって、概念的には、①および②の考慮要素は独立して判断されるものといえる。しかし、事案の難易度が高まれば、当然に弁護士が要した労力の程度や時間も増すことになるであろうから、本判決のように、同種の考慮要素として一括して判断されることが多いと思われる。

本判決では、①及び②の考慮要素を判断するうえで、甲事件訴訟が、平成14年4月19日、岡山地裁に提起されたこと(平成14年(行ウ)第8号)、乙事件訴訟が、平成15年12月24日提起され(平成15年(行ウ)第22号)、平成16年11月17日の口頭弁論期日において甲事件訴訟に併合されたこと、甲事件訴訟については、合計19回の口頭弁論期日、1回の進行協議期日、1回の弁論準備手続期日が、乙事件訴訟については、合計9回の口頭弁論期日、1回の進行協議期日、1回の弁論準備手続期日が開催された後、平成18年6月13日、甲事件訴訟及び乙事件訴訟につき、各原告らの全面勝訴判決が言い渡されたこと、これに対し、被告Y市及びAが広島高等裁判所岡山支部に控訴したこと(平成18年(行コ)第5号)、同支部は、2回の口頭弁論期日の後、平成19年2月22日、両控訴事件につき、控訴をいずれも棄却するとの判決を言い渡したこと、これに対し、平成19年3月7日、Aは上告及び上告受理申立(平成19年(行ツ)第138号)を、Y市病院事業管理者は上告受理申立(平成19年(行ヒ)148号)をそれぞれ行ったこと、最高裁判所は、口頭弁論期日を開くことなく、平成20年8月6日、それぞれ上告棄却及び上告不受理の決定をし、いずれの事件についても確定したこと、訴えの提起から最終確定まで、甲事件訴訟は約6年4か月を要したこと、乙事件訴訟は約4年8か月をそれぞれ

要していること、についての事実認定を行っている。

その上で、訴訟遂行上、甲事件訴訟及び乙事件訴訟が特に簡便なものであった、あるいは、弁護士がさほどの労力をかける必要がなかったとも認定できないとしている。本判決は、具体的な訴訟の難易度にはあまり踏み込まず、一定程度の期間、訴訟が継続し、当該訴訟の継続期間中に相応の訴訟活動がなされれば、減額事由とはしない判断である。実務上、訴訟の難易度について、客観的な判断が困難である以上、①の考慮要素については、準備書面の通数、書証等の訴訟資料の収集、尋問、期日の回数など外形的な訴訟活動を中心に減額事由の存否について判断せざるを得ないであろう。

(3)．判旨(3)は、認容額および回収額について検討している。「甲事件訴訟及び乙事件訴訟とも各原告ら全面勝訴の判決が確定しており」、「甲事件訴訟のAから遅延損害金を含めた計1億0902万8506円が回収されている上、Y市病院事業管理者は、7411万7200円の支出を免れたという経済的利益を得ている」とした。甲事件訴訟にあつては回収額を、乙事件訴訟にあつては支出を免れた額が弁護士報酬額算定の基礎となる「経済的利益の額」に該当するとの判断である。なお、この回収額は、「現実に回収された額」とすべきであるとされている⁽⁶⁾。

ところで、相当報酬額請求制度の立法趣旨について、最高裁平成21年判決は、住民の負担において当該地方公共団体が現実に経済的利益を受けられることになるとするのは衡平の理念に反することから定められたものであるとする。このため、未回収の認容額については、回収可能性についても考慮せざるを得ない。この点に関し、回収額の判断において、「住民訴訟

(6) 最判平成23年9月8日(判時2134号52頁)は、「勝訴により確保された経済的利益の額として判決の結果当該普通地方公共団体が回収した額を考慮する際には、その額は、現に回収された額とすべきであり、現に回収された額からその回収に伴い国に返還されることとなる国庫補助金相当額を控除した額とすべきではない」としている。

の判決容認額の元本は、1 億 7700 万円」に対して、義務者が「資本金 840 億円を有し、…単独売上高 6430 億円を計上する大企業である」ことから、地方公共団体が認容額を回収しうことは相当程度確実であるとした裁判例がある⁽⁷⁾。

また、株主代表訴訟における同種の規定⁽⁸⁾に基づく「相当ナル額」の請求において、大阪地判平成 22 年 7 月 14 日判決 (判時 2093 号 138 頁) は『『相当ナル額』とは、株主代表訴訟において株主から訴訟委任を受けた弁護士が当該訴訟のために行った活動の対価として必要かつ十分な程度として社会通念上適正妥当と認められる額をいい、その具体的な額は、当該訴訟における事案の難易、弁護士が要した労力の程度及び時間、認容された額、株主代表訴訟の性格その他諸般の事情を総合的に勘案して定められるべきものと解するのが相当である』したうえで、判決認容額のうちの「大部分は客観的に見て当初より回収し得ない金額であった」として、当初からの回収可能性の低さを減額事由としている。

回収可能性については、住民訴訟提起時には明らかでない場合が多いと思われる。このため、訴訟提起時における回収可能性をあまりに重視しすぎると、住民訴訟提起への萎縮につながりかねない。

なお、住民訴訟により確定された債権について、地方議会が地方自治法 96 条 1 項 10 号の基づく議決により放棄することは、絶対無効ではないとされている (最判平成 24 年 4 月 20 日民集第 66 卷 6 号 2583 頁)⁽⁹⁾。しか

(7) 前掲注 (4) 水戸地裁判決

(8) 平成 17 年法律 87 号による改正前の商法 268 条ノ 2 第 1 項。同項の立法趣旨について同大阪地判は、株主が勝訴したときには、会社が現実的に経済的利益を受けることから、衡平の理念に照らし、弁護士費用を負担した株主に対し、「相当ナル額」の請求ができることを認めたものであると解している。

(9) 同判決の解説として、飯島淳子「議会の議決権限からみた地方自治の現状」論究ジュリスト 2012 年/秋号 (3 号) 128 頁がある。

し、回収可能性がありながら、政治的、政策的理由により債権を放棄した場合、当該債権放棄額は、回収額から控除すべきではなかろう。

(4)．判旨(4)は、「当該事件にかかる弁護士報酬は、各単位会での報酬基準をもとにした当該弁護士と依頼者間での合意によると解するのが相当である」としたうえで、本件では、岡山弁護士会の旧報酬基準一覧表⁽¹⁰⁾により報酬額の合意がなしていると認められるから、X₁らが主張する合意報酬額(甲事件訴訟においては、1319万8500円、乙事件訴訟においては、1056万3000円)を基礎として、甲事件訴訟と乙事件訴訟の相当報酬額を決定すべきであるとしている。

なお、本件訴訟における合意報酬額は、裁判所の認定したところによれば、次により算定されている。

<甲事件訴訟>

① 経済的利益

ア 訴状の請求金額：8300万2200円

イ 判決認容額：8300万2200円及び平成14年5月5日(訴状送達日の翌日)から支払済まで年5分の割合による遅延損害金

ウ 返還された金額：1億902万8506円

② 岡山弁護士会報酬基準に基づく弁護士報酬

ア 一審着手金：318万円 \div 8300万2200円 \times 3%+69万円

イ 控訴審着手金額：159万円 \div 318万円 \times 1/2

ウ 報酬金額780万円 \div 1億902万8506円 \times 6%+126万円

(10) 各弁護士会の報酬規程は、平成15年の弁護士法の改正を受けて平成16年3月31日付けで、廃止されている。しかし、廃止された基準にもかかわらず、現在でも、合理性がある基準として、多くの弁護士が報酬算定の基準としている。なお、旧報酬基準一覧表とは、岡山弁護士会の報酬に関する会規に準拠して作成された簡易の算定基準表である。

- ③ 請求金額 1319 万 8500 円 = 1257 万円 (ア + イ + ウ) + 消費税 62 万 8500 円

<乙事件訴訟>

① 経済的利益

ア 訴状の差止請求金額：7411 万 7200 円

イ 判決認容金額：7411 万 7200 円

② 岡山弁護士会報酬基準に基づく弁護士報酬

ア 一審着手金額：291 万円 \div 7411 万 7120 円 \times 3 % + 69 万円

イ 控訴審着手金額：145 万円 \div 291 万円 \times 1/2

ウ 報酬金額：570 万円 \div 7411 万 7200 円 \times 6 % + 126 万円

- ③ 請求額：1056 万 3000 円 = 1006 万円 (ア + イ + ウ) + 消費税 50 万 3000 円

図 岡山弁護士会の旧報酬基準

経済的利益の額	着手金の額	報酬金の額
300 万以下の場合	8 %	12 %
300 万円超～3,000 万円の場合	5 % + 9 万円	10 % + 6 万円
3,000 万円超～3 億円の場合	3 % + 69 万円	6 % + 126 万円
3 億円超の場合	2 % + 369 万円	4 % + 726 万円
○着手金は、事件の対象となっている経済的利益の額（請求額）を基準に計算する。 ○報酬金は、事件の成功によって依頼者が受けた経済的利益の額（利得額）を基準に計算する。 ○経済的利益の額を算定できないときはその額は 800 万円とする。 ○事件の内容により着手金、報酬金の額は、それぞれ 30 % の範囲内で増減額できる。 ○同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。		

(出所) 岡山弁護士会の旧報酬に関する会規を参考に作成

なお、相当報酬額をめぐる訴訟においては、現実には有償の訴訟委任契約が締結されていたか否かについて争いとなる場合もある。この場合であっても、「弁護士がその職務に対して報酬を得る職業的な専門家であることに照らすと、当事者間において明示的に無償とする合意が認められない限

り、報酬合意がある」と解されることになろう⁽¹¹⁾。

(5)．判旨(5)は、その他に考慮すべき諸般の事情として、甲事件訴訟及び乙事件訴訟の訴訟代理人である2名〔X₃及びX₄〕は同時に甲事件訴訟の原告でもあり、「仮に、弁護士である原告が自ら活動を遂行したとすれば、当然のことながら弁護士費用は発生しない」としている。しかし、「甲事件訴訟原告でもある弁護士X₃及びX₄は、甲事件訴訟にかかる訴訟行為につき互いに委任しているものの、両名の訴訟活動のうち、原告本人としての活動と訴訟代理人としての活動を峻別することは事実上不可能である」から、「甲事件訴訟及び乙事件訴訟事件の双方につき2割を減じるのが相当である」とした。X₃およびX₄が市民活動グループの一員であることから、本件訴訟は、その活動の一部ととらえることができる。そうするとX₃およびX₄は訴訟代理人であると同時に原告としても訴訟活動を行っていたとみるのが自然であり、この点から減額事由とした判断は評価できる。

なお、乙事件訴訟について、X₃およびX₄は、原告にはなっていない。にもかかわらず、甲事件訴訟と同様に、X₃およびX₄が弁護士としての立場だけではなく、乙事件訴訟の原告と同様の立場も有することを前提に判断している。これはX₃およびX₄が乙事件訴訟においても、実質上、市民活動グループの一員として訴訟活動をしていたという実質面を十分に考慮した判断といえる。

(6)．判旨(6)では、乙事件訴訟については、さらなる減額事由が考慮されている。すなわち、請求や当事者の点で甲事件訴訟とは異なるが、法的争点は同じであるから、3割減額するというものである。法的争点が同じであることを減額事由とすることについては賛成である。ただし、こうした減額は、その他諸般の事情というよりは、事案の難易の項目で考慮

(11) 前掲注(5) 神戸地裁判決

したほうがよかったように思う。また、甲事件訴訟における主要な法的争点（成功報酬が地方自治法 204 条に定める給与種類法定主義に反するか否）は乙事件訴訟におけるそれと全く同じであり、両者は併合され、同一の期日が指定されているのであるから、より大幅な減額も考えられたところである。おそらくは、各単位会の旧報酬規程では、事案の内容に応じた増減の範囲が 30 % とされていたので、その点を考慮したものであろう。

以上のことを前提に、相当報酬額は、次のように決定されている。

甲事件訴訟：1319 万 8500 円 × (1 - 0.2) = 1055 万 8800 円

乙事件訴訟：1056 万 3000 円 × (1 - 0.2) × (1 - 0.3) = 591 万 5280 円

- 3 相当報酬額の決定においては、当該訴訟における事案の難易、弁護士が要した労力の程度及び時間、認容額、回収額、住民訴訟の性格その他諸般の事情が総合的に考慮されることになる。しかし、各考慮要素ごとに、いかなる具体的事由が考慮されるか、又どの程度考慮（減額）されるのかについては、現在のところ、客観的かつ明確な基準があるわけではない。裁判所の裁量による裁定といってもよい状況である。今後、裁判例の蓄積より、決定内容はある程度客観化しうるとしても、自治体及び勝訴原告の間で、納得のいく相当報酬額を決定することは容易ではない。このため、相当報酬額については、訴訟により決する場合が少なくなかろう。

なお、本判決を不服とする Y 市が控訴し（平成 23 年（ネ）第 382 号、判例集未掲載）、X₁らも附帯控訴したが（平成 24 年（ネ）68 号）、広島高岡山支判平成 24 年 4 月 26 日は、原審判決を支持、いずれの請求も棄却し、本判決は確定した。